

白山市工事成績評定要領

平成19年3月15日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、厳正かつ的確な工事成績評定（以下「評定」という。）の実施により、請負者の適正な選定及び指導育成を図るため、本市が行う工事の評定に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、請負金額が200万円を超える工事について行うものとする。ただし、工事検査要綱第4条第2項に掲げる場合はその限りでない。

(評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等を評価する。

(評定者及び評定比)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員（検査要綱第2条第3号に定める者）並びに工事担当課長（検査要綱第2条第2号に定める者）及び検査員（検査要綱第2条第4号に定める者）とする。

2 評定比は、次表のとおりとする。

区 分	評 定 者	評定比
第一次評定者	監督員	0.4
第二次評定者	工事担当課長	0.2
第三次評定者	検査員	0.4

(評定方法)

第5条 評定は、工事一件ごとに行うものとする。

2 評定者は、評定ごとに的確かつ公平に行うものとする。ただし、一件の工事に各評定者が複数いる場合においては、その両者の者が協議のうえ評定を行うものとする。

3 検査の結果手直しがあった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

- 4 評価は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙1から別紙3）を用いて、工事成績評価調書（様式第1号）および細目別評価表（様式第2号）により行うものとする。
- 5 完済部分のある場合は、評価者が各々評価を行い、完成の際に、完成検査時の評価点と金額により加重平均を行い記入する。
- 6 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、工事請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評価区分）

第6条 評価の区分は、次のとおりとする。

評価区分	評価点	総合評価
優秀	80点以上	他の模範となる特に優れた工事
良好	75点以上80点未満	標準的な工事の中で優れた工事
普通	65点以上75点未満	標準的な工事
やや不良	60点以上65点未満	今後、改善すべき事項のある工事
不良	60点未満	今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

（評価の時期）

第7条 評価の時期は、完済部分検査及び完成検査時に実施する。

（評価結果の報告）

第8条 評価結果の報告は、工事の完成時に行うものとし、評価者は、評価を行ったときは、遅滞なく、総務部長及び総務部監理課長（以下「監理課長」という。）に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第9条 監理課長は、完成検査終了後、工事成績評価通知書（様式第3号）により、評価結果を工事請負者に通知するものとする。

（説明請求）

第10条 前条の規定による通知を受けたものは、通知を受けた日から起算し

て 14 日（「休日」を含む。）以内に、市長に対し、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 前項の規定による書面の提出先は、総務部監理課とする。

（説明請求に対する回答）

第 1 1 条 前条の規定による説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（様式第 4）により回答するものとする。

（評定の報告及び公表）

第 1 2 条 監理課長は、工事成績評定一覧表を作成し、工事請負等業者選考委員会に報告するものとする。

（評定書類の保存及び管理）

第 1 3 条 監理課長は、工事成績評定関係書類を年度経過後 2 年間保存し、その取扱いについては、厳正を期するものとする。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の工事検査から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行し、同日以後の工事検査から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行し、同日以後の工事検査から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行し、同日以後の工事検査から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の工事検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の工事検査から適用する。

様式第3号（第9条関係）

第 年 月 日

工事請負者 様

白山市総務部監理課長

工事検査成績評定の通知について

貴社が受注した工事について、本市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の趣旨を付して、この通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることが出来ます。

事業番号	
工事名	
評点	
判定	・ 優 秀 ・ 良 好 ・ 普 通 ・ やや不良 ・ 不 良
工事担当課	
講 評	

説明請求先

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
白山市総務部監理課

TEL 076-274-9513 FAX 076-274-9535

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

工事請負者 様

白山市長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた工事成績評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答